

重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

令和 8 年 8 月から 福祉医療制度の所得制限額が変更されました。

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、令和 5 年 8 月より福祉医療費制度に所得制限が導入されましたが、この度令和 8 年 8 月より制限額が変更されました。

下表の所得制限基準額を上回る方については、福祉医療制度の助成対象外となります。

【概要】

- 所得の確認対象：受給資格対象者本人及び同居する配偶者・扶養義務者
- 対 象 所 得：給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等
（障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。）
- 有 効 期 限：毎年 8 月に見直しのため、1 年ごとの更新になります。

【所得制限基準額及び収入額の目安等（令和 8 年 8 月～）】

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0 人	3,758,000 以下	約 5,372,000	6,287,000 未満	約 8,319,000
1 人	4,138,000	約 5,848,000	6,536,000	約 8,586,000
2 人	4,518,000	約 6,324,000	6,749,000	約 8,799,000
3 人	4,898,000	約 6,776,000	6,962,000	約 9,012,000
以後 1 人につき	38 万円加算		21.3 万円加算	

※金額はあくまで目安です。

※所得制限基準額は、非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

※所得の基準は、特別障害者手当に準拠しています。

○お問い合わせ先

- ・千代田町役場住民生活課 保険年金係 0 2 7 6 - 8 6 - 7 0 0 1
- ・群馬県健康福祉部国保医療課 保険・福祉医療係 0 2 7 - 2 2 6 - 2 6 7 6

※なお、窓口等を含めて個人の収入に関してのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。